

## 議 案 第 8 号

富士見市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

富士見市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第23号）の一部  
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

富士見市長 星 野 光 弘

### 提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、富士見市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富士見市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項」を「第19条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。